

2019 年合格目標

司法書士講座

択一実戦過去問～キムラの目～
&
記述式Skill Up講座セミナー

第1部:「過去問対策の方法論」

第2部:「答案構成力のレベルアップ法」

担当講師:木村一典

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

TAC

平成30年 午前

第17問 弁済に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 金銭債権について、外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることができる。

イ 法律行為の当事者が第三者の弁済を禁止する意思表示したときは、弁済について利害関係を有する第三者であっても、弁済をすることができない。

ウ 債権の目的が特定物の引渡しである場合において、別段の意思表示がないときは、弁済をする者は、債権発生の際の現状でその物を引き渡さなければならない。

エ 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは、引渡しをすべき時にその物が存在する場所において、しなければならない。

オ 弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は債務者の負担となるが、債権者の行為によって弁済の費用が増加したときは、その増加額は債権者の負担となる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

平成2年 午前

第3問 債務の履行等に関する次のアからオまでの記述のうち正しいものを選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 特定物を給付すべき債務については、債務者は、債権者に対し弁済の準備ができたことを通知して受領を催告すれば、債務不履行の責任を負わない。

イ 不特定物を給付すべき債務については、債務者が債権者に債務の本旨に従った提供をした後にその物が滅失した場合であっても、債務者は、滅失の原因によっては債務不履行の責任を負う。

ウ 金銭を給付すべき債務で、金額を外国通貨で表示してあるものについては、債務者は、履行地における通貨により、履行地における為替相場で換算した額を提供しなければならない。

エ 不特定物を給付すべき債務について目的物の品質の定めがない場合には、債権者が品質を決めるべきであるが、弁済期経過後に、債務者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず債権者が決めないときは、債務者がこれを決めることができる。

オ 特定物を給付すべき債務については、引渡しの時までの間に目的物が損傷しても、弁済のための引渡しをするには、債務者は、そのままの状態为目的物を提供すれば足りる。

- 1 アイエ 2 アエオ 3 イウオ 4 イオ 5 ウエ

2018年合格目標

合格力完成答練 第3回

第10問 物権的請求権に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組み合わせは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AがB所有の甲土地に地上権の設定を受けていたところ、第三者Cが甲土地の占有を侵奪した場合、AはCに対して、地上権に基づき、甲土地の妨害排除及び明渡しを請求することができる。

イ A所有の甲土地に、Bが乙建物をAに無断で建築して所有しているが、Bとの合意によりCが乙建物の所有権の登記名義人となっているにすぎない場合、AはCに対して、所有権に基づき、乙建物の取去及び甲土地の明渡しを請求することができない。

ウ Aが、自己所有の甲土地のために、B所有の乙土地に通行地役権を有していたところ、第三者Cが当該通行地役権を妨害した場合、AはCに対して、地役権に基づき、乙土地の妨害排除及び明渡しを請求することができる。

エ Aが、B所有の甲土地を賃借し、甲土地にA名義の所有権の保存の登記がされている建物を所有していたところ、第三者Cが甲土地を占拠した場合、AはCに対して、賃借権に基づき、甲土地の返還を請求することができる。

オ Aは、B所有の丙動産を目的として質権の設定をBから受けていたところ、第三者Cが丙動産の占有を侵奪した場合、AはCに対して、質権に基づき、丙動産の返還を請求することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

平成24年 午前

第8問 物権的請求権に関する次の1から5までの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているものは**、どれか。

- 1 所有権に基づく妨害排除請求権は、相手方が責任能力を欠いている場合であっても、その成立を妨げられない。
- 2 Aがその所有する甲建物についてBを抵当権者とする抵当権の設定の登記をした後、Cが抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的で甲建物を賃借した場合において、Cの占有により甲建物の交換価値の実現が妨げられており、かつ、Aにおいて甲建物を適切に維持管理することを期待することができないときは、Bは、Cに対し、直接自己への甲建物の明渡しを求めることができる。
- 3 動産質権者は、質権の目的物の占有を第三者に奪われた場合には、質権に基づく返還を求めることができない。
- 4 A所有の甲土地にある乙建物について、Bが所有権を取得して自らの意思に基づいて所有権の移転の登記をした後、乙建物をCに譲渡したものの、引き続き登記名義を保有しているときは、Bは、Aからの乙建物の取去及び甲土地の明渡しの請求に対し、乙建物の所有権の喪失を主張して、これを拒むことができない。
- 5 Aがその所有する甲土地を深く掘り下げたために隣接するB所有の乙土地との間で段差が生じて乙土地の一部が甲土地に崩れ落ちる危険が発生した場合には、Aが甲土地をCに譲渡し、所有権の移転の登記をしたときであっても、Bは、Aに対し、乙土地の所有権に基づく妨害予防請求権を行使することができる。

2018年合格目標

択一実戦過去問～キムラの目～ 第4回

第2問 債権者代位権に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AのDに対する債権がAからBへ、BからCへと順次譲渡された場合において、AがDに対して債権譲渡の通知をしないときは、Cは、Bの資力の有無にかかわらず、Bに代位して、債権譲渡の通知をするようにAに請求する権利を行使することができる。

イ BのAに対する債権を目的として、BがCのために質権を設定した場合において、BがAに対して質権設定の通知をしないときは、Cは、Bの資力の有無にかかわらず、Bに代位して、Aに対して質権設定の通知をすることができる。

ウ Dが不動産をBに売却した後に死亡し、A及びCがDを共同相続した場合において、Bへの所有権の移転の登記手続にAが協力せず、Bも売買代金の支払を拒絶しているときは、Cは、Bの資力の有無にかかわらず、Bに代位して、Aに対する登記請求権を行使することができる。

エ Dが、Aから賃借した甲土地に乙建物を所有し、これをCに賃貸していた場合において、Dが乙建物をBに売却したが、甲土地の賃借権の譲渡につきAの承諾が得られないときは、Cは、乙建物の賃借権を保全するために、Bの資力の有無にかかわらず、Bに代位して、Aに対する建物買取請求権を行使することができる。

オ A所有の不動産をBが賃借し、さらにCがBから転借している場合において、Dが不動産の使用を妨害しているにもかかわらず、その妨害の排除をAが請求せず、BもまたAに対してその請求をしないときは、Cは、A及びBの資力の有無にかかわらず、AのDに対する妨害排除請求権をAに代位して行使するBの権利を、Bに代位して行使することができる。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

ポイントノートサンプル

第2問 【H22-16】 答 3

<債権者代位権>

㉠ 通知請求権への代位

譲受人Bからさらに債権を譲り受けたCは、Bの資力の有無に関わらず、Bに代位して、債権譲渡の通知をするようにAに請求する権利を行使することができる。

~~㉡~~ 質権者の代位による通知

この通知は質権設定者から第三債務者に対してしなければならず、質権設定者以外の者の通知によっては効力を生じない。

㉢ 同時履行の抗弁権を奪うための代位の転用

買主が、相続人全員による登記手続義務の履行の提供があるまで代金全額について弁済を拒絶する旨の同時履行の抗弁権を行使している場合、他の相続人は、自己の相続した代金債権を保全するため、買主が無資力でなくても、これに代位して、登記手続義務の履行を拒絶している相続人に対し買主の所有権移転登記手続請求権を代位行使することができる。

~~㉣~~ 建物買取請求権の代位行使

判例は、建物買取請求権の代位行使によって当該第三者が建物買取代金を得られるにすぎず、建物賃借権が保全されるわけではないので、建物買取請求権につき債権者代位権を行使することはできないとしている。

㉤ 妨害排除請求権の代位行使

賃貸借の目的不動産を第三者が不法に占拠することにより賃借人が当該不動産を使用収益できないときは、賃借人は、賃貸人の資力の有無を問わず、賃貸人たる不動産所有者に代位して、不法占拠者に対し所有権に基づく妨害排除請求権を行使することができる。

【 午後（記述式） 】

第37問 司法書士法務道子は、平成30年5月31日に事務所を訪れたエース株式会社の代表者から、別紙1から別紙5までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙8のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務道子は、エース株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務道子は、同年6月29日に事務所を訪れたエース株式会社の代表者から、別紙3及び別紙5から別紙7までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙9のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務道子は、エース株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務道子は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年6月1日及び同年7月2日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

問1 平成30年6月1日に司法書士法務道子が申請した登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 平成30年7月2日に司法書士法務道子が申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問3 エース株式会社の代表者から受領した書類及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。登記することができない事項がない場合には、第37問答案用紙の第3欄に「なし」と記載しなさい。

問4 問3の登記することができない事項があった場合において、改めてその登記をするため、後日臨時株主総会を開催して議案の承認決議によって直ちにその事項の効力を生じさせようとするときは、司法書士法務道子は、エース株式会社の代表者に対し、当該株主総会において、どのような議案を決議すべきであると提案すればよいか、法令遵守の観点も踏まえ、その決議すべき議案を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。問3の登記することができない事項がない場合には、第37問答案用紙の第4欄に「なし」と記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調べられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合には、これを援用しなければならない。
- 3 エース株式会社の定款には、別紙1から別紙9までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 4 別紙中、「記載省略」と記載されている部分には、有効な記載があるものとする。
- 5 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得られているものとする。
- 6 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。
- 7 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 8 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

別紙1

【平成30年5月30日現在のエース株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 エース株式会社

本店 東京都中央区中央一丁目1番1号

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成13年2月1日

目的 1 コンピュータソフトウェアの開発及び販売

2 前号に附帯関連する一切の事業

発行可能株式総数 3000株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 500株

資本金の額 金2500万円

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

役員に関する事項 取締役 A 平成22年2月26日重任

取締役 B 平成22年2月26日重任

東京都港区甲町1番地

代表取締役 A 平成22年2月26日重任

清算人 D 平成30年1月31日登記

東京都中央区乙町1番地

代表清算人 D 平成30年1月31日登記

監査役 C 平成22年2月26日重任

支店 1 大阪府中央区北町一丁目1番1号

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

解散 平成30年1月30日株主総会の決議により解散 平成30年1月31日登記

登記記録に関する事項 平成24年4月1日横浜市東区北一丁目1番1号から本店移
転

平成24年4月5日登記

※下線のあるものは抹消事項であることを示す。

別紙2

【平成30年1月30日時点のエース株式会社の定款】

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、エース株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの開発及び販売
2. 前号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、監査役を置く。

(公告をする方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3000株とする。

(株式の譲渡制限に関する規定)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

(基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第9条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

(議長)

第10条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に支障があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第12条 当社の取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第13条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第14条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第15条 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(報酬等)

第16条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第17条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第18条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第19条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第20条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第21条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第22条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

(法令の準拠)

第23条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

別紙3

【平成30年5月30日開催のエース株式会社の臨時株主総会における議事の概要】

<p>第1号議案 会社継続の件</p> <p>本日をもって会社を継続することが諮られ、満場一致をもって可決承認された。</p>	
<p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>次のとおり、定款の一部を変更することが諮られ、満場一致をもって可決承認された（下線は変更部分）。</p>	
変更前	変更後
<p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>監査役</u>を置く。</p>	<p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関</u>を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p>
第4章 取締役	第4章 取締役及び取締役会
<p>(取締役の員数)</p> <p>第12条 当社の取締役は、<u>3名以内</u>とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第12条 当社の取締役は、<u>3名以上7名以内</u>とする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第14条 取締役の任期は、<u>選任後10年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <条文省略></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第14条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <現行どおり></p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第15条 <u>取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第15条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u></p>
【新設】	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第16条 <u>取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

	(取締役会の決議) 第17条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
【新設】	
(報酬等) 第16条 <条文省略>	(報酬等) 第18条 <現行どおり>
第5章 監査役	第5章 監査役及び監査役会
(監査役の数) 第17条 当社の監査役は、 <u>3名以内</u> とする。	(監査役の数) 第19条 当社の監査役は、 <u>3名以上5名以内</u> とする。
(監査役を選任の方法) 第18条 <条文省略>	(監査役を選任の方法) 第20条 <現行どおり>
(監査役の任期) 第19条 監査役の任期は、選任後 <u>10年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <条文省略>	(監査役の任期) 第21条 監査役の任期は、選任後 <u>4年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <現行どおり>
(報酬等) 第20条 <条文省略>	(報酬等) 第22条 <現行どおり>
【新設】	(常勤の監査役) 第23条 <u>監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>
【新設】	(監査役会の招集通知) 第24条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>
【新設】	(監査役会の決議) 第25条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(監査役の報酬) 第20条 <条文省略>	(監査役の報酬) 第26条 <現行どおり>
以下 <条文省略>	以下 <現行どおり> (条文番号繰下げ)

第3号議案 取締役選任の件

取締役3名を選任することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。

取締役 A

取締役 B

取締役 E

第4号議案 監査役選任の件

監査役4名を選任することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。

ただし、<記載省略>は社外監査役として選任する。

監査役 C

監査役 D

監査役 F

監査役 G

第5号議案 補欠取締役予選の件

法令又は定款で定める取締役の員数が欠けた場合に備えて、補欠取締役を下記のとおり予選することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。

取締役候補者 H

取締役候補者 I

候補者の就任の優先順位は、第1順位をHとし、第2順位をIとする。

別紙4

【平成30年5月30日開催のエース株式会社の取締役会における議事の概要】

第1号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって下記のとおり選定された。

東京都港区甲町1番地

代表取締役 A

なお、被選定者は席上就任を承諾した。

第2号議案 支配人選任の件

大阪府中央区北町一丁目1番1号の当社大阪支店の支配人として、当社の取締役であるBを選任することが諮られ、原案のとおり可決承認された。

支配人 大阪府中央区丙町1番地 B

別紙5

【平成30年5月30日現在のエース株式会社の株主名簿の抜粋】

取得年月日に関する記載は省略

	住所・氏名	株数
1	東京都中央区中央一丁目1番1号 クローバー株式会社	300株
2	東京都港区甲町1番地 A	90株
3	大阪府中央区丙町1番地 B	6株
4	東京都文京区丁町1番地 C	4株
5	東京都中央区中央一丁目1番1号 エース株式会社（自己株式）	100株

別紙6

【平成30年6月20日開催のエース株式会社の取締役会における議事の概要】

第1号議案 株式無償割当ての件

下記の要領で、株式無償割当てを行うことが諮られ、出席取締役全員の一致をもって可決された。

記

1. 株主に割り当てる株式の数の算定方法

当社株式1株につき0.5株を割り当てる。なお、割り当てる株式は、全て新たに発行する。

1. 効力発生日 平成30年6月27日

第2号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって下記のとおり選定された。

大阪府中央区丙町1番地

代表取締役 B

別紙7

【平成30年6月28日開催のエース株式会社の臨時株主総会における議事の概要】

第1号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部を変更することが諮られ、満場一致をもって可決承認された（下線は変更部分）。

変更前	変更後
<u>(株式の譲渡制限に関する規定)</u> <u>第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。</u>	【削除】
(基準日) 第8条 <条文省略>	(基準日) 第7条 <現行どおり>
以下 <条文省略>	以下 <現行どおり> (条文番号繰上げ)

別紙8

【司法書士法務道子の聴取記録（平成30年5月31日）】

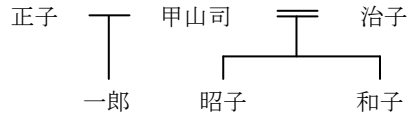
- 1 別紙1は、平成30年5月30日現在におけるエース株式会社の登記記録を抜粋したものである。
- 2 別紙2は、平成30年1月30日の解散時におけるエース株式会社の定款であり、その後同年5月29日まで、定款の変更に係る株主総会の決議を行ったことはない。
- 3 エース株式会社の平成30年5月30日に開催された臨時株主総会には、議決権のある株主全員が出席し、その議事の概要は別紙3に記載されているとおりである。
- 4 エース株式会社の平成30年5月30日に開催された臨時株主総会の終結後直ちに開催された取締役会には、取締役及び監査役の全員が出席し、その議事の概要は別紙4に記載されているとおりである。また、別紙4の取締役会議事録には、取締役及び監査役の全員につき市町村に登録された印鑑が押されている。
- 5 エース株式会社の平成30年5月30日に開催された臨時株主総会において監査役として選任されたC、D、F及びGと同等との関わりは、同日時点で以下のとおりであり、別紙1から7までから判明する事実のほか、これら以外に社外性の判断に関わる事実はない。
 - C 平成13年2月1日～平成14年2月28日 エース株式会社の取締役
平成14年2月28日～平成30年5月30日 エース株式会社の監査役
 - D 平成13年2月1日～平成18年2月25日 エース株式会社の取締役
平成30年1月30日～同年5月30日 エース株式会社の清算人
 - F 平成29年6月30日～平成30年5月30日 クローバー株式会社の取締役
 - G 平成29年6月30日～平成30年5月30日 クローバー株式会社の会計参与
- 6 平成30年5月30日現在におけるエース株式会社の株主名簿の抜粋は別紙5のとおりであり、その後同年6月26日まで、株主及びその有する株式数に変動はない。

別紙9

【司法書士法務道子の聴取記録（平成30年6月29日）】

- 1 エース株式会社の平成30年6月20日に開催された取締役会には、取締役及び監査役の全員が出席し、その議事の概要は別紙6に記載されているとおりである。また、別紙6の取締役会議事録には、Aが登記所に提出している印鑑が押されている。
- 2 平成30年6月26日取締役Eが死亡した。
- 3 エース株式会社の平成30年6月28日に開催された臨時株主総会には、議決権のある株主全員が出席し、その議事の概要は別紙7に記載されているとおりである。

〔記述式 第36問 不動産登記法〕



		甲土地	
		甲区	乙区
		1. 甲山司	1. 地役権
7.4.10.	甲山司 死亡 治子 ($\frac{3}{6}$)、一郎・昭子・和子 ($\frac{1}{6}$)	2. 所有権移転	
15.7.15.	昭子 死亡 $\frac{1}{6}$ 治子	3. 昭子持分全部移転	
30.5.10.	売買 (株) カガワソーラー	4. 共有者全員持分全部移転	
30.5.25.	区分地上権 (株) サンエネルギー		2. 地上権設定
同日	地上権 ← 根抵当権 B銀行 (香川支店)		付 1. ② 地上権根抵当権設定

〔記述式 第37問 商業登記法〕

<第1段階>

譲渡制限会社	取締役会なし	清算中
(別紙1・2③⑪⑫⑬⑭⑮⑲㉑)		

<第2段階>

	有効・無効の判断	効力発生日
① 会社継続	①	
② 取締役会	3 ②	
③ 監査役会	3 ②④ 8 ⑤	
④ (取) 選任	3 ②③	
⑤ (監) 選任	3 ④	
⑥ (補)(取)	3 ⑤ 9 ②	
⑦ (代)A 選定	4 ①	
⑧ 支配人 B	4 ②	
⑨ 無償割当て	5 6①	
⑩ (代)B 選定	6 ② 4 ②	
⑪ 譲渡制限廃止	7 ① 6 ①	
⑫ (取)E 死亡	9 ②	

< 第3段階 >

	有効・無効の判断	効力発生日
① 会社継続	特別決議（別紙8-3）	30.5.30.
② 取締役会	(取) A B E 3名クリア	〃
③ 監査役会	G → 社外？	〃
④ (取) 選任	定数クリア（別紙2）	〃
⑤ (監) 選任	C 重任、F 就任、(社外) D、G (?)	〃
⑥ (補)(取)	E 死亡 → H 就任	30.6.26.
⑦ (代) A 選定	印鑑証明書 7通	30.5.30.
⑧ 支配人 B	まだ代取ではない	日付なし
⑨ 無償割当て	自己株式には割り当てられない	30.6.27.
⑩ (代) B 選定	支配人 B 辞任	30.6.20.
⑪ 譲渡制限廃止	1 : 4 をクリアしていない	×
⑫ (取) E 死亡	別紙9-2	30.6.20.

< 第4段階 >

役員変更	30.5.30.	30.6.20.
A	(代) 就任	
B	(取) 就任	
E	〃	死亡
H		(取) 就任
(監) C	重任	
D	(監) 就任	
F	〃	
G	〃	